平成２３年（フ）第１６５号
北海道小樽市住ノ江１丁目５番３号、前住所北海道小樽市住吉町14番３号
債務者　田村　純子（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１６８号
北海道小樽市富岡１丁目18番23号　ＴＯＴハイツ210号室
債務者　桶谷美恵子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１７１号
北海道小樽市清水町36番８号、前住所北海道小樽市松ケ枝１丁目14番２号
債務者　木村　優作
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１７３号
北海道小樽市稲穂３丁目18番10号　ＴＳ小樽207号室、前住所北海道小樽市錦町13番５号
債務者　牧野はる江（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第８２２号
宮城県宮城郡利府町赤沼字中倉54番地93
債務者　鈴木　　修
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９６０号
仙台市青葉区小田原６丁目１番８―606号、従前の住所仙台市宮城野区幸町２丁目20番20―202号
債務者　澤田まさえ
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０００号
仙台市太白区郡山６丁目６番12―103号、従前の住所仙台市太白区長町１丁目９番37号長谷コーポ201
債務者　加藤　千恵
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３７３号
秋田県潟上市天王字上北野137番地11　新目アパート２号
債務者　井川洋太郎
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１９号
福島県伊達市月舘町御代田字川原26番地７
債務者　大津　勝利
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２２１号
福島市南矢野目字台畑28番地の４
債務者　田巻　悠子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　福島地方裁判所

平成２３年（フ）第４２号
福島県相馬市馬場野字山越37番地　ガーデンオブプリムローズＣ202号室
債務者　橋本　将明
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第９４号
茨城県鹿嶋市大字宮中36番地７
債務者　山中　　誠
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第９５号
茨城県鹿嶋市大字宮中36番地７
債務者　山中まり子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第９６号
茨城県鹿嶋市宮中36番地７
債務者　山中　一美
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第８５８号
千葉市中央区矢作町262番地７　吉種ハイツ201号
債務者　阪田　史子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０６３号
千葉県船橋市大穴南２丁目37番５号
債務者　栗野　和人
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０６４号
千葉県船橋市大穴南２丁目37番５号
債務者　栗野　千里
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係